

人事院会議議事録

会議日

令和4年5月26日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (給与局)
三浦給与第二課長、琴企画調整官

議題

指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ ポストを新設する際には、そのポストで期待される成果や求められる能力、経験などを明確にしながら進めていくことが大切であり、号俸の決定に当たっては、それらを踏まえ、何を根拠に、どう判断しているのかをしっかりと整理することが重要である。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出

令和4年5月26日

給 与 局

一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項では、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定するものとされている。

今夏に内閣官房に新設される「科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官」について、以下の理由から、事務次官級の内閣審議官として指定職7号俸を適用する旨の内閣総理大臣への意見の申出を行うこととする。（別添 意見の申出（案））

- 「新しい資本主義」において「成長と分配の好循環」や「デジタル田園都市国家構想」を実現するための最も重要なけん引役はスタートアップとされており、今後、スタートアップの推進が内閣としての最重要課題とされているため、内閣官房に「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室」を立ち上げる予定。
- 「科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官」は、
 - ① 同推進室長として、スタートアップ推進に当たっての喫緊の課題（ベンチャーキャピタルへの公的資本の投資拡大や若い人材に対する支援策の拡充、既存企業がスタートアップ企業に投資するインセンティブ措置など）に対応する効果的な政策を企画・立案するため、関係府省の事務次官級の職員と既存制度の見直しも含めたハイレベルな折衝・調整を行うなど複雑かつ困難な高い職責の業務を担うこと
 - ② スタートアップ実現のために必要となる政策と密接に連携していくため、関連する部局（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、新しい資本主義実現会議事務局、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局など）の幹部ポストを兼任し、全体を俯瞰する立場からリーダーシップを発揮する役割も担うことなどから、事務次官級の内閣審議官として指定職7号俸の適用が適当。

【参考】 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

第6条の2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 （略）

(案)

令和4年5月〇日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

人事院総裁 川本裕子

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定に関する意見の申出

人事院は、令和4年4月1日閣人行第56号（指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸等の決定について（通知））の別表に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸に係る科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官の官職に充てられた内閣審議官の号俸については、別紙のとおりとするよう、一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき意見を申し出ます。

会計	組織	項	職名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
				総数								
一般会計	内閣官房 共通費	内閣官房 共通費	内閣総務官	1				内閣総務官				
			人事政策統括官	2				人事政策統括官2				
			内閣審議官	74		拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官及び政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、特定複合観光施設区域整備推進室長、新型コロナウイルス等感染症対策推進室長、国際博覧会推進本部事務局長、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長並びに科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	郵政民営化推進室長が置かれている間、当該官職に充てられた内閣審議官	内閣審議官64				
			内閣衛星情報センター所長	1			内閣衛星情報センター所長					
			内閣衛星情報センター次長	1						内閣衛星情報センター次長		
			内閣衛星情報センター部長	3								内閣衛星情報センター部長 (管理、分析、技術)
計				82								

会 計	組 織	項	職 名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
				総数								
備考												
<p>1 内閣審議官のうち51は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p> <p>2 内閣審議官の職名に属する官職のうち、5号俸乃至1号俸とされている内閣審議官の「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）第1の1の通知に定める号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。</p> <p>一 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 5号俸</p> <p>二 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認める者 4号俸</p> <p>三 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 3号俸</p> <p>四 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 2号俸</p> <p>五 内閣審議官のうち、前各号に掲げるもの以外のもの 1号俸</p> <p>3 内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、7号俸及び6号俸は、当該号俸の欄に掲げられている官職の他の官職の号俸として用いることはできない。また、内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、5号俸乃至1号俸は、他の職名に属する官職の号俸として用いることはできない。</p>												